

徳島県鳴門病院の第 4 期中期目標の策定に係るスケジュールについて

時 期	内 容
6 月 2 6 日	県議会へ中期目標（素案）を報告
7 月 1 日	中期目標（素案）に係るパブリックコメントの開始 ・ 1 ヶ月間の意見募集（～ 7 / 3 1）
<u>7 月 2 2 日</u>	<u>第 1 回評価委員会</u> ・ 県より中期目標（素案）の概要説明、評価委員からの質疑 ・ <u>中期目標（素案）に対する評価委員の意見提出依頼（〆切： 8 / 2）</u>
8 月上中旬	評価委員からの提出意見等を踏まえ、中期目標（案）を作成
<u>8 月 1 9 日</u>	<u>第 2 回評価委員会</u> ・ 県より中期目標（案）の説明 ・ 評価委員からの質疑を経て、中期目標（案）を確定
9 月上旬	知事より県議会へ中期目標（案）を上程

※県議会の議決を経て、「第 4 期中期目標」が策定された後、鳴門病院においては、今年度中に同目標を達成するための「第 4 期中期計画」を作成することとなる。

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。